



ご質問： 投資信託の売却方法における解約請求と買取請求の違い（法人）	
内容	法人の投資信託売却においては、解約請求と買取請求のどちらが有利でしょうか？
ご回答： 国内公募株式投資信託の解約請求と買取請求に経済的効果の違いはありません。	
解説	<p>2009年1月以後、国内公募株式投資信託の解約・償還は、譲渡と同じ扱いとなりました。これにより、解約・償還の益については従前の分配金（配当所得）の扱いから、譲渡益（譲渡所得）の扱いに変更され、上場株式などの損益通算の対象となっています。</p> <p>しかし、その後も、法人においては、まだ、益金不算入の制度があったため、益金不算入の対象となる「解約請求」が「買取請求」より税制上有利とされてきました^{※1}。</p> <p>しかし、税制改正により、2015年4月1日以後の開始事業年度からは、原則として、株式投資信託の収益分配金に益金不算入制度は適用されなくなりました。すなわち、原則として収益分配金の全額を益金に参入することになります^{※2}。</p> <p>このため、現在では、どちらを選択しても税制上の有利不利はありません。むしろ、「解約請求」にすると源泉徴収がおこなわれるため、これを調整する会計上の処理が増えることとなります。</p> <p>※1 解約請求で得た利益は配当所得、買取請求で得た利益は譲渡所得とされていた。したがって、解約差益は収益分配金で受取配当金の益金不算入の適用があり、さらに収益分配金に係る源泉所得税は税額控除（配当控除）の対象であった。</p> <p>※2 ただし、現在でも、日本株ETF（特定株式投資信託のうち外国株価指数連動型特定株式投資信託以外のもの）の収益分配金は、収益分配金の20%（保険会社は40%）を益金不算入とすることができます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>本資料は当社の顧問税理士が監修しています。なお、本資料は情報の提供を目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。記載内容については万全を期しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではなく、また、法律や制度の改正等により、記載内容に変更が生じる場合があります。実際の課税の取扱や証券税制の詳細につきましては、お近くの税務署もしくは税理士等にご確認ください。 (EK101627)</p>	

【監修：当社顧問税理士 青柳昇司】

